

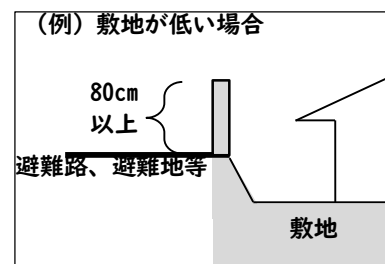
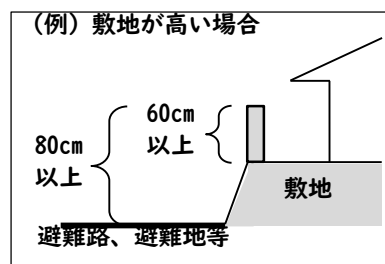
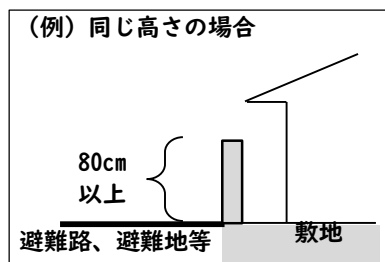
ブロック塀等の撤去費用を補助します

対象となるブロック塀等

(次のすべてに該当するもの)

- ・避難路※¹、避難地等※²に面するもの
- ・避難路、避難地等からの高さが80cm以上
- ・ブロック塀等※³自体の高さが60cm以上
- ・点検により安全対策が必要と評価されたもの

※それぞれの用語の意味は裏面の下部をご覧ください。



対象工事

ブロック塀等を全撤去、
または避難路、避難地等からの高さを
40cm以下にする工事

補助額

次の①～③のうち、いずれか低い額の2/3

- ①撤去工事の見積り額 (消費税除く)
- ②撤去するブロック塀等の長さに18,000円/mを乗じた額
- ③ 30万円

受付

受付期間：令和2年(2020年)6月1日(月)から
令和2年(2020年)9月30日(水)まで
申請方法：郵送

報告期限

完了報告期間：令和3年(2021年)1月29日(金)まで

ご相談・お問い合わせ先：熊本市 住宅政策課 建築物安全推進班

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

TEL 096-328-2449

対応時間：午前9時～午後5時(土日祝祭日除く)

工事を行う前に、申請が必要です

市の交付決定前に工事を契約したり、解体工事に着手した場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

補助申請に必要な書類

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 見積書の写し
- ・ 地図等でブロック塀等の位置を示したもの
- ・ 撤去するブロック塀等の長さ、高さを記入したもの及び撤去範囲を示したもの
- ・ ブロック塀等の写真
- ・ 土地の固定資産証明書 又は 登記事項証明書
(固定資産証明書は市民税課、税務室、各区役所区民課、総合出張所で取得可能です。)
(登記事項証明書は法務局で取得可能です。)
- ・ 委任状 (委任する場合)
- ・ 点検表 (別表第1、別表第2)

交付申請書の書式、利用の手引き等は、熊本市ホームページからダウンロードできます。

また、ホームページからダウンロード出来ない場合は、申請書等を郵送しますので、建築物安全推進班にご連絡ください。



ホームページ
QRコード

※1 避難路とは・・・熊本市建築物耐震改修促進計画に定める避難路

(例：建築基準法第42条に定める道路、学校保健安全法に定める通学路)

※2 避難地等とは・・・熊本市地域防災計画に定める避難場所及び避難所の存する敷地、都市公園法に定める都市公園、熊本市が管理する公園、まちの広場等

※3 ブロック塀等とは・・・コンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀

その他これらに類すると認められるもの